

平成30年9月28日

○規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第56号

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の3」に改める。

第13条中「旧指定介護予防サービス基準」を「旧指定介護予防サービス等基準」に改め、第3章中同条の次に次の2条を加える。

（共生型基準緩和訪問型サービスに関する指定の基準の特例）

第13条の2 第8条の規定にかかわらず、指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が行う基準緩和訪問型サービス事業に係る指定事業者の指定の基準は、次の各号及び次条に定めるところによる。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又

は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型基準緩和訪問型サービス（この条の適用を受けて指定事業者の指定を受けた者による基準緩和訪問型サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型基準緩和訪問型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、基準緩和訪問型サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第13条の3 第9条第2項及び第3項、第10条、第12条並びに第13条の規定は、共生型基準緩和訪問型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第3項中「第5条第1項及び第2項」とあるのは「第5条第2項」と、「前2項」とあるのは「第13条の3において準用する前項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第57号

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の3」に改める。

第13条中「旧指定介護予防サービス基準」を「旧指定介護予防サービス等基準」に改め、第3章中同条の次に次の2条を加える。

（共生型基準緩和通所型サービスに関する指定の基準の特例）

第13条の2 第8条の規定にかかわらず、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主とし

て重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が行う基準緩和通所型サービス事業に係る指定事業者の指定の基準は、次の各号及び次条に定めるところによる。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型基準緩和通所型サービス（この条の適用を受けて指定事業者の指定を受けた者による基準緩和通所型サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型基準緩和通所型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、基準緩和通所型サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第13条の3 第10条、第12条及び第13条の規定は、共生型基準緩和通所型サービスの事業について準用する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。